

佐賀県監査委員告示第1号

佐賀県代表監査委員規程（昭和39年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県代表監査委員 池 田 巧

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 事務局長は、副事務局長に前項各号に掲げる事項のうち佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第2号）別表第1の課長専決事務の欄に定められた事務に準ずるものを専決させることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 事務局長は、副事務局長に前項各号に掲げる事項のうち佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）別表第2の課長専決事務の欄に定められた事務に準ずるものを専決させることができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。